

喜多方市下水道事業経営戦略

団 体 名：福島県 喜多方市

事 業 名：下水道事業特別会計

(公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業)

策 定 日：平成 29 年 3 月 14 日

計 画 期 間：平成 29 年度～平成 38 年度

本経営戦略は、平成 26 年 8 月の総務省通知『公営企業の経営に当たっての留意事項について』及び平成 28 年 1 月の総務省通知『「経営戦略」の策定推進について』において要請のあった中長期的な経営の基本計画である「経営戦略」の策定に適正に取り組み、計画的かつ合理的な経営を行うことにより収支の改善等を通じた経営基盤の強化等を図り、喜多方市総合計画に基づく下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業に係る諸施策を経営面から位置づけするために策定するものです。

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施 設

供用開始年度 (供用開始年月日) (供用開始後年数)	公共下水道事業 喜多方処理区 H 5(H 5. 10. 1)(23 年) 塩川処理区 H14(H14. 6. 1)(14 年) 特定環境保全公共下水道事業 熱塩加納処理区 H14(H15. 3. 31)(14 年) 山都処理区 H16(H17. 3. 31)(12 年)
法適(全部適用・一部適用) 非適の区分	法非適 法適予定年月日 平成 32 年 4 月 1 日 (一部適用)
処理区域内人口密度 (処理区域人口/処理区域面積)	公共下水道事業 29.4 人/ha (13,619 人/464ha) 特定環境保全公共下水道事業 20.4 人/ha (3,484 人/171ha)
流域下水道等への 接続の有無	無
処理区数	公共下水道事業 2 処理区 (喜多方処理区、塩川処理区) 特定環境保全公共下水道事業 2 処理区 (熱塩加納処理区、山都処理区)
処理場数	公共下水道事業 2 処理場 (喜多方浄化センター、塩川浄化センター) 特定環境保全公共下水道事業 2 処理場 (熱塩浄化センター、山都浄化センター)
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	策定時点においては実施していません。

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。
「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。
「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

<p>一般家庭用使用料体系の 概要・考え方</p>	<ul style="list-style-type: none"> 定額制の基本使用料に従量制・累進制の超過使用料を加える使用料体系（農業集落排水事業と統一の使用料体系） 使用月の汚水量に応じ、基本使用料（使用した日数が15日以内である場合にあつては、463円）925円に超過使用料を加えた額を、使用料として徴収する。 超過使用料の額は1m³当たり、6m³を超え10m³までは164円、10m³を超え20m³までの部分は174円、20m³を超え30m³までの部分は184円、30m³を超え50m³までの部分は205円、50m³を超え100m³までの部分は226円、100m³を超え300m³までの部分は247円、300m³を超える部分は267円とする。
<p>業務用使用料体系の 概要・考え方</p>	<ul style="list-style-type: none"> 定額制の基本使用料に従量制の超過使用料を加える使用料体系（農業集落排水事業と統一の使用料体系） 公衆浴場法第1条第1項に規定する公衆浴場であつて物価統制令第4条の規定に基づき入浴料金が定められるものからの汚水の排除に係るものである場合、汚水量に応じ、基本使用料（使用した日数が15日以内である場合にあつては、463円）925円に超過使用料を加えた額を、使用料として徴収する。 超過使用料の額は1m³当たり、6m³を超える部分は59円とする。
<p>その他の使用料体系の 概要・考え方</p>	<ul style="list-style-type: none"> 一人当たりの使用料の額を定めた定額制の使用料体系（農業集落排水事業と統一の使用料体系） 「水道水以外の水」のみを一般家庭用として使用している場合、世帯使用人数により算定し、世帯1人あたり6m³を汚水量と認定し、算出した認定汚水量を上記一般家庭用使用料の汚水量にあてはめ算出した額とする。 「水道水以外の水」と「水道水」を併用している場合は、上記「水道水以外の水」のみを使用している場合により算出した認定汚水量と、水道水の使用水量による汚水量を比較して多い方を認定汚水量とし、上記一般家庭用使用料の汚水量にあてはめ算出した額とする。
<p>条例上の使用料*2 (20m³あたり) ※過去3年度分を記載</p>	<p>平成25年度 3,240円 平成26年度 3,321円（消費税率の改定） 平成27年度 3,321円</p>
<p>実質的な使用料*3 (20m³あたり) ※過去3年度分を記載</p>	<p>平成25年度 3,616円 平成26年度 3,692円 平成27年度 3,717円</p>

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20m³あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m³を乗じたもの（家庭用のみでなく業務用を含む）をいう。

③ 組織

職員数	12名（課長1名、主幹1名、総務係3名、計画建設係4名、施設係3名） 合併後平成19年度の各総合支所建設課下水道係を含めた職員数19名から7名削減 農業集落排水事業特別会計を兼務（人件費は下水道事業特別会計で計上）
事業運営組織	建設部下水道課において、下水道事業特別会計（公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業）並びに一般会計（浄化槽関連）及び農業集落排水事業特別会計（農業集落排水事業、小規模集合排水事業）を運営 水道料金と下水道等使用料の賦課・徴収について、水道事業（建設部水道課）と連携

（2）民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 （包括的民間委託を含む）	喜多方浄化センター外3施設運転管理業務委託（平成21年4月1日～） ①運転業務：施設の運転操作及び監視 ②施設管理：電気設備・機械設備・建築設備の保守点検、消耗品の交換、清掃、緑地管理、警備 ③環境計測、業務報告：運転データの記録・保管、ユーティリティーの手配・管理
	イ 指定管理者制度	策定時点においては実施していません。
	ウ PPP・PFI	策定時点においては実施していません。
資産活用の状況	ア エネルギー利用 （下水熱・下水汚泥・発電等）*4	策定時点においては実施していません。
	イ 土地・施設等利用 （未利用土地・施設の活用等）*5	策定時点においては実施していません。

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源（資産を含む）を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す（単純な売却は除く）。

（3）経営比較分析表を活用した現状分析

本市の公共下水道事業は、公共下水道（喜多方・塩川）及び特定環境保全公共下水道（熱塩加納・山都）を合わせ4処理区ありますが、特定環境保全公共下水道の2処理区は概成となっているものの、公共下水道の2処理区にあつては、それぞれ全体計画に対する整備率が4割程度であり、引き続き、管渠埋設等の面整備を積極的に推進する必要があります。

また、終末処理場である各浄化センターにおいては、施設、設備の老朽化等による更新費用が増嵩するなど、建設経費、維持管理経費において今後も相応の費用が必要な状況です。

一方、使用料収入においては、整備拡大に伴う使用者の増により一定の料金収入の増加が見込めるものの、市全体においては人口減少が進んでおり、これに伴う料金収入の減少が懸念される状況です。

別添「経営比較分析表」のとおり

なお、国の事業名変更に伴い全体総括の欄中の「長寿命化計画」は「ストックマネジメント計画」と読み替えてください。

経営比較分析表

福島県 郡多方市

業種名	事業名	類似団体区分
法非適用	特定環境保全公共下水道	03
資金不足比率 (%)	自己資本構成比率 (%)	有収率 (%)
-	7.05	93.22
	該当数値なし	1か月20㎡当たり事業費(円)
		3,321

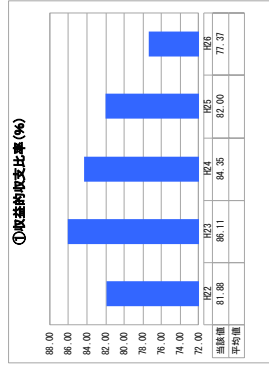
人口 (人)	面積 (km ²)	人口密度 (人/km ²)
50,829	554.63	91.64
処理区域域内人口 (人)	処理区域面積 (km ²)	処理区域域内人口密度 (人/km ²)
3,564	1.71	2,084.21

グラフ凡例

- 当該団体値 (当数値)
- 類似団体平均値 (平均値)

【】 平成26年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



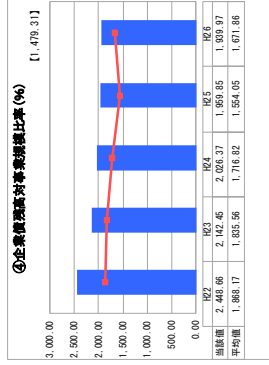
「単年度の収支」



「累積欠損」

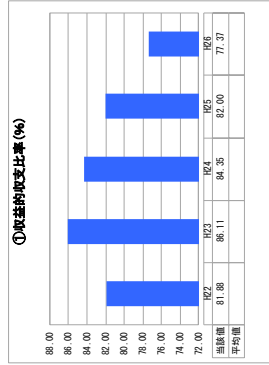


「支払能力」



「償還効率」

2. 老朽化の状況



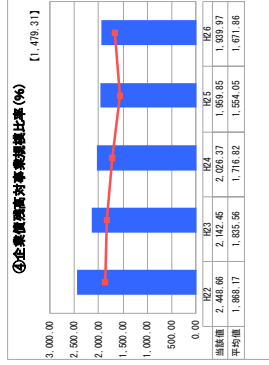
「料金水準の適切性」



「費用の効率性」

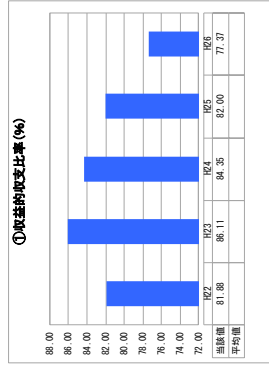


「施設の効率性」



「給料料率の状況」

3. 老朽化の状況



「施設全体の減価償却の状況」



「管理の老朽化の状況」



「管理の更新投資・老朽化対策の実施状況」

全体総括

現在、管渠施設工事等に関してはほぼ完了し、下水道への加入促進を図っている段階にある。一方で、①収益的収支比率、②黒字欠損率、③償還比率、④企業価値対事業規模比率、⑤経費回収率、⑥汚水処理原価、⑦施設利用率、⑧水差比率、⑨有効固定資産減価償却率、⑩管理老朽比率、⑪管理改善率のいずれも、平成26年度全国平均と比較して、概ね低い水準にあり、⑦施設利用率は人口減少等による運行の状況もみられる。

熱塩加納処理区を平成14年度に供用開始し、山都処理区を平成16年度に供用開始している。両処理区とも10年以上経過しており、経年劣化等による機器老朽化が発生している。

今後、両処理区とも予防保全的管理を行うため、計画的な改善、更新計画策定を予定している。

現在、下水道への加入促進を図っている段階にある。一方で、①収益的収支比率、②黒字欠損率、③償還比率、④企業価値対事業規模比率、⑤経費回収率、⑥汚水処理原価、⑦施設利用率、⑧水差比率、⑨有効固定資産減価償却率、⑩管理老朽比率、⑪管理改善率のいずれも、平成26年度全国平均と比較して、概ね低い水準にあり、⑦施設利用率は人口減少等による運行の状況もみられる。

2. 経営の基本方針

公営企業は住民の日常生活に欠くことのできない重要なサービスを提供する役割を果たしていますが、現在、公営企業をめぐる経営環境は、サービスの提供に必要な施設等の老朽化に伴う更新投資の増大、人口減少に伴う料金収入の減少等により厳しさを増しつつあります。

このため、各地方公共団体においては、公営企業の経営環境の変化に適切に対応し、そのあり方について絶えず検討を行うことが求められ、将来にわたってもサービスの提供を安定的に継続することが可能となるように、自らの経営等についての確な現状把握を行った上で、中長期的な視野に基づく計画的な経営に取り組み、徹底した効率化、経営健全化を行うことが必要です。

このような中、喜多方市の汚水処理事業においては、公衆衛生の向上と公共用水域の水質の保全により快適な生活環境の形成を図るため、公共下水道事業等を推進し、安定した下水道サービスの提供を将来にわたり継続していくことを基本方針とし、中長期的な経営の基本計画である「経営戦略」を策定し、毎年度進捗管理を行いながら必要に応じて見直しを行い、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に取り組みます。

3. 投資・財政計画（収支計画）

（1）投資・財政計画（収支計画）

別紙「投資・財政計画（収支計画）」のとおり

（2）投資・財政計画（収支計画）の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

○ 投資の目標に関する事項

特定環境保全公共下水道事業（熱塩加納処理区・山都処理区）は概成となっているものの、公共下水道事業（喜多方処理区・塩川処理区）については、まだ普及段階となっています。一方で、供用開始から喜多方浄化センターは20年、塩川・熱塩・山都浄化センターは10年を経過しており、修繕・改築・更新への対応が求められる時期を迎えています。

この状況を踏まえ、公共下水道事業（喜多方処理区・塩川処理区）における未普及区域への管渠整備事業を継続するとともに、処理人口が増加している塩川浄化センター水処理施設増設事業（塩川処理区）やストックマネジメント計画の策定とそれに基づく点検・調査、改築等（全処理区）を実施する予定です。

○ 管渠、処理場等の建設・更新に関する事項

喜多方市中期財政計画に基づき計上しています。

公共下水道事業（喜多方処理区・塩川処理区）における未普及区域への管渠整備事業を継続していきます。

処理人口が増加している塩川浄化センター水処理施設増設事業（塩川処理区）を平成30年度から平成33年度で実施する予定です。

○ 広域化・共同化・最適化に関する事項

平成28年6月、本市も参加し、国、県、市町村及び関係団体による福島県喜多方方部下水道事業広域連携勉強会が開催されました。今後本格化する人口減少社会では、既存施設の活用等において、行政界を越えた複数の地方公共団体間における広域化・共同化を図っていくことが期待されており、今後も執行体制の確保や経営改善により良好な事業運営を継続するための取り組みの一つとして研究を深めていきます。

○ 投資の平準化に関する事項

喜多方市中期財政計画に基づき計上しています。

施設全体の持続的な機能確保及びライフサイクルコストの低減と平準化を図るため、ストックマネジメント計画の策定とそれに基づく点検・調査、改築等（全処理区）を実施する予定です。

○ 防災・安全対策に関する事項

下水道施設は市民生活にとって重要なライフラインの一つであり、災害時にもその機能を維持または早期回復することが必要不可欠であることを踏まえ、平成27年3月18日喜多方市下水道業務継続計画（下水道BCP）を策定しました。

② 収支計画のうち財源についての説明

○ 財源の目標に関する事項

収益的収入については、主に使用料と他会計繰入金となっています。使用料については、平成 21 年 10 月から平成 22 年 9 月までの激変緩和期間を経て、平成 22 年 10 月から合併後の統一使用料への改定を実施、また、平成 26 年 4 月には消費税率の改定に伴う改定を実施しました。本計画期間においては、平成 32 年度から地方公営企業法の財務規定を適用した経営戦略に見直す予定であり、その際に、長期的な見通しに立った適正な使用料への見直しを検討することとしますが、策定時点においては、現行料金体系で計上しています。他会計繰入金については、基準内繰入れのみとなっています。

資本的収入については、主に建設改良に係る企業債の借入及び国県補助金と他会計繰入金となっています。企業債の借入については、主に過疎対策事業債と下水道事業債となっており、それぞれ元利償還金に対して過疎対策事業債については 70%相当額、下水道事業債については約 40%相当額が交付税措置されることとなっています。他会計繰入金については、基準内繰入れと主に企業債の償還元金に充てられる基準外繰入れとなっています。

○ 使用料収入の見通し、使用料の見直しに関する事項

現行の使用料体系に基づき、平成 27 年度までの実績を踏まえ、未普及区域への管渠整備と加入促進及び喜多方市長期人口ビジョンによる人口減少を考慮し計上しています。

○ 企業債に関する事項

企業債残高の削減を図るため、塩川浄化センター水処理施設増設事業に係る借入を除き、新規の借入は原則として償還額の範囲内で計上しています。

○ 繰入金に関する事項

基準内繰入れを基本とし、主に企業債の償還元金に充てられる基準外繰入れは、新規の借入を原則として償還額の範囲内とすることで圧縮を図ります。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

○ 民間の活力の活用に関する事項

(包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFI など)

包括的民間委託等の民間委託については、平成 21 年度より実施している包括的民間委託である喜多方浄化センター外 3 施設運転管理業務委託を計上しています。

○ 職員給与費に関する事項

策定時点で課長 1 名、主幹 1 名、総務係 3 名、計画建設係 4 名、施設係 3 名の 12 名体制で業務を執行しており、現行体制相当を計上しています。

○ 動力費及び薬品費に関する事項

平成 21 年度より実施している包括的民間委託である喜多方浄化センター外 3 施設運転管理業務委託において、民間受託者が受託料の中で費用管理し、費用削減に努めています。この委託料については、平成 27 年度までの実績と未普及区域への管渠整備による増加及び喜多方市長期人口ビジョンによる人口減少による減少を考慮し計上し、また、物価の変動については、消費者物価の前年比上昇率を 2%として計上しています。

○ 修繕費に関する事項

平成 27 年度までの実績を考慮し計上しています。物価の変動については、消費者物価の前年比上昇率を 2%として計上しています。

○ 委託費に関する事項

平成 21 年度より実施している包括的民間委託である喜多方浄化センター外 3 施設運転管理業務委託、平成 28 年度から平成 31 年度で実施する喜多方市下水道事業等地方公営企業法適用業務委託、水道事業への使用料徴収及び収納事務委託等を計上しています。

(3) 投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

① 今後の投資についての考え方・検討状況

<p>広域化・共同化・最適化に関する事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道事業計画の見直しによる最適化 将来人口や地域の実情に応じた効率的かつ適正な整備手法による未水洗化の解消を図ることを目的とした全体計画の見直しを行うとともに、事業計画の諸元のダウンサイジングを含めた見直しを検討します。 ・広域化・共同化 今後本格化する人口減少社会では、既存施設の活用等において、行政界を越えた複数の地方公共団体間における広域化・共同化を図っていくことが期待されており、今後も執行体制の確保や経営改善により良好な事業運営を継続するための取り組みの一つとして研究を深めていきます。
<p>投資の平準化に関する事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道ストックマネジメント計画による投資の平準化 施設全体の持続的な機能確保及びライフサイクルコストの低減と平準化を図るため、ストックマネジメント計画の策定とそれに基づく点検・調査、改築等（全処理区）を実施する予定です。
<p>民間活力の活用に関する事項（PPP/PFI など）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・PPP/PFI などの活用 導入可能分野の有無について、情報収集をしていきます。
<p>その他の取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・固定資産調査 平成 32 年度からの公営企業会計移行に向け、平成 28 年度から固定資産の調査を開始し、施設の現状把握と今後の財政経営計画の基礎数値とします。

② 今後の財源についての考え方・検討状況

<p>使用料の見直しに関する事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・使用料の見直し 下水道事業計画の見直し、ストックマネジメント計画の策定、固定資産調査を受け、平成 32 年度から地方公営企業法の財務規定を適用した経営戦略に見直す予定ですが、その際に、長期的な見通しに立った適正な使用料への見直しを検討することとします。 なお、上記のほか消費税率の改定に伴う使用料の見直しがあります。
<p>資産活用による収入増加の取組について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・資産活用 施設の増設等に備えて確保している未利用地については、本来の取得目的等を十分勘案したうえで有効活用について研究します。
<p>その他の取組</p>	<p>策定時点において特記事項はありません。</p>

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

<p>民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFI など)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・包括的民間委託拡充 維持管理のより一層の効率化を図るため、民間業者の持つ技術力に着目した性能発注方式による喜多方浄化センター外3施設運転管理業務委託の包括的民間委託を平成21年度より実施していますが、委託範囲の拡充について検討します。
<p>職員給与費に関する事項</p>	<p>一般会計(浄化槽関連)及び農業集落排水事業特別会計を兼務していますが、人件費は一括して下水道事業特別会計において計上しています。</p> <p>職員数は、現在、課長1名、主幹1名、総務係3名、計画建設係4名、施設係3名の12名体制で業務を執行しています。</p> <p>今後、公営企業会計移行による会計業務の増大に伴う総務係の増員、ストックマネジメント計画による修繕・更新等長寿命化業務の増大に伴う施設係の増員、塩川浄化センター水処理施設増設事業に伴う計画建設係の増員及び一般会計において執行している浄化槽関連業務の担当者人件費の一般会計への組み換えについて、人事部門と調整予定です。</p>
<p>動力費に関する事項 薬品費に関する事項</p>	<p>平成21年度より実施している包括的民間委託である喜多方浄化センター外3施設運転管理業務委託において、民間受託者が受託料の中で費用管理し、費用削減に努めています。この委託料については、平成27年度までの実績と未普及区域への管渠整備及び喜多方市長期人口ビジョンによる人口減少を考慮し計上し、また、物価の変動については、消費者物価の前年比上昇率を2%として計上しています。</p>
<p>修繕費に関する事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道ストックマネジメント計画による修繕費の平準化 施設全体の持続的な機能確保及びライフサイクルコストの低減と平準化を図るため、ストックマネジメント計画の策定とそれに基づく点検・調査、改築等(全処理区)を実施する予定です。
<p>委託費に関する事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・包括的民間委託拡充 維持管理のより一層の効率化を図るため、民間業者の持つ技術力に着目した性能発注方式による喜多方浄化センター外3施設運転管理業務委託の包括的民間委託を平成21年度より実施していますが、委託範囲の拡充について検討します。
<p>その他の取組</p>	<p>策定時点において特記事項はありません。</p>

4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

<p>経営戦略の事後検証、更新等に関する事項</p>	<p>毎年度進捗管理(モニタリング)を行うとともに、下水道ストックマネジメント計画に基づく維持管理の状況、下水道事業計画の見直し、資産の調査・評価等、事業動向を踏まえながら平成32年度から地方公営企業法の財務規定を適用した経営戦略に見直し(ローリング)を実施します。</p>
----------------------------	---

投資・財政計画
(収支計画) 【 公共下水道事業 】

(単位:千円, %)

区分	年度	前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38
収益的収入	1 総収入	542,640	553,753	547,488	554,425	557,085	555,621	549,794	544,420	531,143	524,391	515,011	514,714
	(1) 営業収入	185,105	189,622	185,192	186,025	186,858	188,191	189,130	190,568	192,022	194,008	194,963	196,761
	イ 受託工事収入	179,611	184,200	179,752	180,585	181,418	182,751	183,690	185,128	186,582	188,568	189,523	191,321
	ウ その他収入	5,494	5,422	5,440	5,440	5,440	5,440	5,440	5,440	5,440	5,440	5,440	5,440
	(2) 営業外収入	357,535	364,131	362,296	368,400	370,227	367,430	360,664	353,852	339,121	330,383	320,048	317,953
収益的支出	1 総費用	356,117	363,066	362,270	368,374	370,201	367,404	360,638	353,826	339,095	330,357	320,022	317,927
	(1) 営業費用	1,418	1,065	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26
	イ 退職手当	1,418	1,065	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26
	ウ その他費用	366,845	384,685	369,015	365,879	362,904	339,825	341,070	342,866	344,550	347,649	351,806	357,125
	(2) 営業外費用	225,027	252,568	244,758	248,686	252,711	236,307	243,547	250,991	258,643	266,510	274,598	283,258
資本的収入	3 収支差引	175,795	169,068	178,473	188,546	194,181	215,796	208,724	201,554	186,593	176,742	163,205	157,589
	(1) 地方債	728,171	699,876	813,553	899,520	968,508	1,144,712	1,091,786	842,300	835,033	836,460	843,149	852,421
	イ 資本費平準化	221,400	248,400	358,000	389,800	419,800	474,300	455,900	359,200	358,200	358,200	358,200	359,200
	(2) 他会計補入金	253,550	232,224	275,457	296,857	289,805	298,909	292,933	280,897	274,230	275,657	282,346	291,018
	(3) 他会計借入金												
資本的支出	2 資本的支出	903,966	868,944	992,026	1,088,066	1,162,889	1,360,508	1,300,510	1,043,854	1,021,626	1,013,202	1,006,354	1,010,010
	(1) 建設改良費	494,904	443,613	559,500	638,500	700,500	900,500	850,500	600,500	600,500	600,500	600,500	600,500
	(2) 地方債償還金	29,604	22,963	28,000	28,000	28,000	28,000	28,000	28,000	28,000	28,000	28,000	28,000
	(3) 他会計長期借入金返還金	409,062	425,331	432,526	449,566	462,189	460,008	450,010	443,354	421,126	412,702	405,854	409,510
	(4) 他会計への繰出金												
3 収支差引	175,795	169,068	178,473	188,546	194,181	215,796	208,724	201,554	186,593	176,742	163,205	157,589	

投資・財政計画
(収支計画) 【 公共下水道事業 】

(単位:千円, %)

区分	年度	前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38
収支再差引	(E)+(I)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
積立金	(K)												
前年度からの繰越金	(L)												
前年度繰上充用金	(M)												
形式収支	(J)-(K)+(L)-(M)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
翌年度へ繰り越すべき財源	(O)												
実質収支	(P)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(N)-(O)	(Q)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
赤字比率	$\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
収益的収支比率	$\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$	69.94	68.36	68.30	67.99	67.52	69.47	69.50	69.25	69.37	68.97	67.97	67.14
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資金の不 足額	(R)												
営業収益 - 受託工事収益	(B)-(C)	185,105	189,622	185,192	186,025	186,858	188,191	189,130	190,568	192,022	194,008	194,963	196,761
地方財政法による 資金不足の比率	$\frac{(R)}{(S)} \times 100$	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
健全化法施行令第16条により算定した 資金の不 足額	(T)												
健全化法施行規則第6条に規定する 解消可能資金不足額	(U)												
健全化法施行令第17条により算定した 事業の規 模	(V)	185,105	189,622	185,192	186,025	186,858	188,191	189,130	190,568	192,022	194,008	194,963	196,761
健全化法第22条により算定した 資金不足比率	$\frac{(T)}{(V)} \times 100$	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
他会計借入金残高	(W)												
他会計借入金残高	(X)	6,638,954	6,462,023	6,387,497	6,327,731	6,285,342	6,299,634	6,305,524	6,221,370	6,158,444	6,103,942	6,056,288	6,005,978

○他会計繰入金

(単位:千円, %)

区分	年度	前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38
収益的収支分		361,301	368,250	367,455	373,559	375,385	372,588	365,822	359,010	344,129	335,391	324,554	322,335
うち基準内繰入金		361,301	368,250	367,455	373,559	375,385	372,588	365,822	359,010	344,129	335,391	324,554	322,335
うち基準外繰入金		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資本的収支分		253,550	232,224	275,457	296,857	289,805	298,909	292,933	280,897	274,230	275,657	282,346	291,018
うち基準内繰入金		31,920	32,939	34,108	35,276	33,659	32,417	29,338	26,049	20,208	20,552	20,902	21,258
うち基準外繰入金		221,630	199,235	241,349	261,581	256,146	266,492	263,595	254,848	254,022	255,105	261,444	269,760
合計		614,851	600,474	642,912	670,416	665,190	671,497	658,755	639,907	618,359	611,048	606,900	613,353

投資・財政計画
(収支計画)
【 特定環境保全公共下水道事業 】

(単位:千円, %)

区分	年度	前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38
1 総	業	131,822	132,421	130,790	130,931	130,234	130,227	129,611	129,025	128,482	127,926	127,338	126,610
	業	41,498	42,160	39,660	38,864	38,084	37,423	36,694	36,084	35,474	34,976	34,287	33,762
	業	41,498	42,160	39,660	38,864	38,084	37,423	36,694	36,084	35,474	34,976	34,287	33,762
	業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	業	90,324	90,261	91,130	92,067	92,150	92,804	92,917	92,941	93,008	92,950	93,051	92,848
2 総	業	90,237	90,261	91,130	92,067	92,150	92,804	92,917	92,941	93,008	92,950	93,051	92,848
	業	87	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	業	78,283	87,948	81,139	79,392	77,604	75,775	74,062	72,314	70,528	68,704	66,840	65,018
	業	41,892	53,171	48,045	48,026	48,007	47,988	48,125	48,263	48,401	48,540	48,679	48,898
	業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3 収支差引	(A)-(D)	53,539	44,473	49,651	51,539	52,630	54,452	55,549	56,711	57,954	59,222	60,498	61,592
	的	31,029	43,998	41,172	41,747	42,885	43,498	44,251	44,975	45,657	46,352	47,078	47,838
	的	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	的	28,829	42,398	40,172	40,747	41,885	42,498	43,251	43,975	44,657	45,352	46,078	46,838
	的	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資本的	的	2,200	1,600	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
	的	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	的	84,568	88,471	90,823	93,286	95,515	97,950	99,800	101,686	103,611	105,574	107,576	109,430
	的	0	1,596	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
	的	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資本的	的	84,568	86,875	89,323	91,786	94,015	96,450	98,300	100,186	102,111	104,074	106,076	107,930
	的	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	的	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	的	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	的	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3 収支差引	(F)-(G)	△ 53,539	△ 44,473	△ 49,651	△ 51,539	△ 52,630	△ 54,452	△ 55,549	△ 56,711	△ 57,954	△ 59,222	△ 60,498	△ 61,592

投資・財政計画
(収支計画) 【 特定環境保全公共下水道事業 】

(単位:千円, %)

区分	年度	前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38
収支再差引	(E)+(I)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
積立金	(K)												
前年度からの繰越金	(L)												
前年度繰上充用金	(M)												
形式収支	(J)-(K)+(L)-(M)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
翌年度へ繰り越すべき財源	(O)												
実質収支黒字	(P)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(N)-(O)	(Q)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
赤字比率	$(\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100)$	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
収益的収支比率	$(\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100)$	80.95	75.75	76.73	76.49	75.89	75.61	75.20	74.80	74.42	74.04	73.64	73.21
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資金の不 足額	(R)												
営業収益 - 受託工事収益	(B)-(C)	41,498	42,160	39,660	38,864	38,084	37,423	36,694	36,084	35,474	34,976	34,287	33,762
地方財政法による 資金不足の比率	$((R)/(S) \times 100)$	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
健全化法施行令第16条により算定した 資金の不 足額	(T)												
健全化法施行規則第6条に規定する 解消可能資金不足額	(U)												
健全化法施行令第17条により算定した 規 模	(V)	41,498	42,160	39,660	38,864	38,084	37,423	36,694	36,084	35,474	34,976	34,287	33,762
健全化法第22条により算定した 資金不足比率	$((T)/(V) \times 100)$	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
他会計借入金残高	(W)												
他会計借入金残高	(X)	1,826,514	1,739,639	1,650,316	1,558,530	1,464,515	1,368,065	1,269,765	1,169,579	1,067,468	963,394	857,318	749,388

○他会計繰入金

区分	年度	前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38
収益的収支分		90,237	90,261	91,130	92,067	92,150	92,804	92,917	92,941	93,008	92,950	93,051	92,848
うち基準内繰入金		90,100	90,261	91,130	92,067	92,150	92,804	92,917	92,941	93,008	92,950	93,051	92,848
うち基準外繰入金		137	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資本的収支分		28,829	42,398	40,172	40,747	41,885	42,498	43,251	43,975	44,657	45,352	46,078	46,838
うち基準内繰入金		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち基準外繰入金		28,829	42,398	40,172	40,747	41,885	42,498	43,251	43,975	44,657	45,352	46,078	46,838
合計		119,066	132,659	131,302	132,814	134,035	135,302	136,168	136,916	137,665	138,302	139,129	139,686

(単位:千円, %)